

県立高等学校及び特別支援学校高等部用教科用図書の採択に関する基本方針

奈良県教育委員会

1 採択する教科用図書について

県教育委員会は、文部科学省が作成する高等学校用教科書目録に登載されているものの中から使用する教科用図書を採択するものとする。なお、高等学校用教科書目録に使用する適切な教科用図書が登載されていない場合は、学校教育法附則第9条の規定により、教科書目録に登載されているもの以外の教科用図書を採択することができる。

2 採択手続等について

(1) 校長は、各教科担当教員による調査研究の結果を受けて選定委員会を開催し、教科用図書を選定するものとする。

なお、選定に当たっては、次の点に留意すること。

ア 校長は、学習指導要領に示された各教科の目標や内容等を十分に踏まえ、各学校の実態や教育課程に基づいて適切な教科用図書を選定すること。

イ 校長は、選定委員会における審議の内容等を記録として残し、選定の経緯や理由を説明できるようにすること。また、学校評議員等に意見を求めるなど、調査研究の充実・改善に努めること。

(2) 県教育委員会は、校長からの教科用図書に係る内申を受け、採択を決定するものとする。

3 採択結果及び採択理由の公表

県教育委員会は、採択の決定後、採択結果及び理由等の公表を行うものとする。